

歷朝詔詞解

三

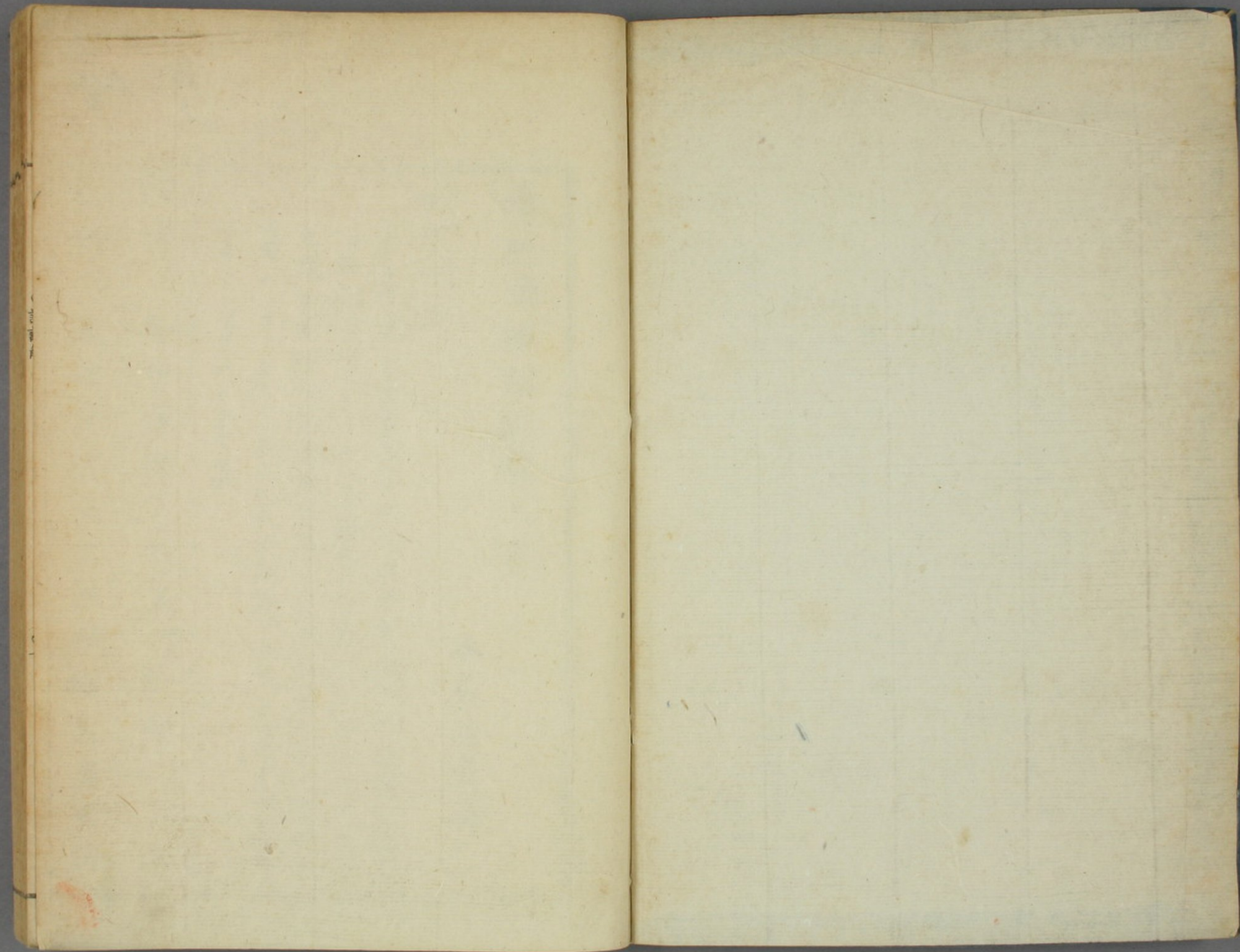
和装本

717

6266

3





門 717
號 6266
卷 3

續紀歷朝詔詞解三卷

本居宣長解

第十四詔

十七日卷小天平勝寶元年秋七月甲午皇太子受禪即位於
大極殿詔曰とらふをち子ハ孝謙天皇こころありまは
皇遷御藥師寺宮為御在所とらふ又同月をこよりまは
の序乾文よりやと太上天皇沙弥勝滿とらふハいかり
そとらふはふるまふとらふ

現神止 御宇倭根子天皇可 御命良麻宣
御命乎 衆聞食宜高天原神積坐皇親神

○詔詞解ニ

〇一

東方書
學校圖書

利 806
巻 3

利 210
3

魯伎神魯美命以吾孫乃命乃將知食國
ロギカムロミノミコトモチアガミマノミコトノシラサムラスクニ
 天下止言依奉乃隨遠皇祖御世始而天
アマノシタトコトヨサシマツリノマニクトホスメロギノミヨラハシメテスメ
 皇御世御世聞者來食國天川日嗣高御
ラガミヨミヨキコシメシクルラスクニアマツヒツギタカミ
 座乃業止奈隨神所念行佐久勅天皇我
クラノワサトナカムナガラオモホシメサトクイタフスメラガ
 御命乎衆聞食勅平城乃宮御宇之天
オホミコトヲモロクキコシメサヘトルナニミヤニアタシタシヨシメシスメラ
 皇乃詔之挂畏近江大津乃宮御宇之
ミコトノノリタヒシカケクモカレキキアフミノオホツツノミヤニアタシタシヨシメシ
 天皇乃不改自常典等初賜比定賜部法
スメラミコトノカハルミ改自ツネノリトハシメタマヒサタメタマハリ

隨斯天日嗣高御座乃業者御命坐世
ミコトコノアマツヒツギノタカミクラノワザハオホミコトニセ
 伊夜嗣尔奈賀御命聞者止勅夫御命乎
イヤツギニナガミコトキコシメセトリタマフオホミコトヲ
 畏自物受賜理坐天食國天下乎惠賜比
カシコジモノウケタマハリマシテラスクニアメノシタヲメグミタマヒ
 治賜布間尔萬機密久多志御身不敢
ヲサマタマフアヒダニヨククマツラトシゲクオホクシシニ、アヘタマ
 賜有礼隨法天日嗣高御座乃業者朕子
ハスアレイノマニクアマツヒツギノタカミクラノワザハワガミコ
 王尔授賜止勅天皇御命乎親王等王臣
オホキミニサツチタマフトイリタマフスメラガオホミコトヲミコチオホキミオホキ
 等百官人等天下乃公民衆聞食宣又天
タチモノツサノヒトタチアマノシタノオホミタカラモロクキコシメサヘトルマタスメ

ラガオホミコト 皇御命 勅命 衆聞食宣挂畏我皇
ラガオホミコト 勅命 衆聞食宣挂畏我皇
 スメラミコトコノ 天皇斯天日嗣高御座乃業乎受賜互仕
スメラミコトコノ 天皇斯天日嗣高御座乃業乎受賜互仕
 奉止 負賜 閑頂 尔受賜 理恐 里末進 毛不知
奉止 負賜 閑頂 尔受賜 理恐 里末進 毛不知
 退毛 不知 尔恐 美坐 止久宣 天皇御命 乎衆
退毛 不知 尔恐 美坐 止久宣 天皇御命 乎衆
 聞食勅故是以御命坐勅久 朕者拙劣雖
聞食勅故是以御命坐勅久 朕者拙劣雖
 在親王等乎始而王等臣等諸天皇朝廷
在親王等乎始而王等臣等諸天皇朝廷
 立賜 留部 食國 乃政 乎戴持而明淨心以誤
立賜 留部 食國 乃政 乎戴持而明淨心以誤

オトスコリーナク 落言無助仕奉 尔依 豆天下者 平久安 久
オトスコリーナク 落言無助仕奉 尔依 豆天下者 平久安 久
 ヲサメタマ 治賜 比惠賜 布閑 物 尔有 止奈 神隨所念
ヲサメタマ 治賜 比惠賜 布閑 物 尔有 止奈 神隨所念
 坐 久 勅 天皇御命 乎 衆聞食宣
坐 久 勅 天皇御命 乎 衆聞食宣
 此詔を奉て天皇は譲位の詔を孝謙天皇に即位の詔を降す
此詔を奉て天皇は譲位の詔を孝謙天皇に即位の詔を降す
 て宣はるはては是れは聖武天皇の詔也。○天皇可一本おも可字
て宣はるはては是れは聖武天皇の詔也。○天皇可一本おも可字
 なり。○神魯伎 自にお魯下お美字行ハ行又一本お伎字を棄
なり。○神魯伎 自にお魯下お美字行ハ行又一本お伎字を棄
 と化せ。○吾孫乃命乃下乃字印お天お誤る今一本お依。○奉乃
と化せ。○吾孫乃命乃下乃字印お天お誤る今一本お依。○奉乃
 隨。かく用をた下お乃云くと例をた三治お事依奉乃任。ハ
隨。かく用をた下お乃云くと例をた三治お事依奉乃任。ハ
 九治お立乃後仁。此一治お教賜乃末仁。三代実孫二の詔お其
九治お立乃後仁。此一治お教賜乃末仁。三代実孫二の詔お其
 仕奉乃隨。さるる云と隨聞者来とさるる。○天川日嗣
仕奉乃隨。さるる云と隨聞者来とさるる。○天川日嗣

川字、平中がねふねし、今一本が信とあり、又一本がハツと化り、流くねふもせ
 川字、ねふもせもら、ハツが信とあり。○所念行佐久 佐字、本がと波が信
 たり、今例がすりて改。○平城乃宮、ホ云々ハ、元正天皇也。○詔之ハ昔
 を武天皇が信多し、ハ之の久のり、上あり。○不改自、自字、乃の信、
 左とつ、今身三信の処あり、又、自使の伎の為ともおもふべし。
 ○定賜部 部字、本がも都と化ハ、信也、都流とハ、つま、信をれハ、
 今身三身五ねふ信も、例が信て改。○御命、ホ坐、世字、本が止
 信、今改ハ、此信の、今身三信の下、信く云々。○伊夜嗣、ホ嗣、字、本
 副が信、今一本が信。○奈賀御命ハ、汝命也、古より記が、今、御字ハ、信
 てあるの、今、連内宿祢の、今、汝が玉ともあり、今、武を武を信くして
 信多し。○勅、夫御命ハ、元正天皇の也。○畏自物ハ、今、信が信くあり、
 ○受賜、理ハ、武天皇の也。○萬機も、用、紀、ヨロツ、ツリ、ゴト、河也。

○不敢賜有礼、不敢ハ不堪、信何ド、世六信、太政大臣乃官、半
 授未都流、仁、敢多比、奈、年、可、念、中、十一信、今、方、身、も、不、敢、阿
 流、良、物、乎、多、敢、信、堪、也、有、礼、の、礼、字、本、が、良、信、今、一、本、が、信、
 有、礼、波、女、の、こ、ふ、て、波、を、省、き、し、い、ま、信、格、也、信、例、止、信、念、開、と、り、也、
 たり。○朕子王とハ、孝謙天皇信、今、信、あり。○天皇大命、今、信、
 たり、これ、今、武、天、皇、の、信、也。○又、天皇御命、今、信、あり、孝、謙、天、皇、
 信、也、上、と、別、る、信、引、て、宣、也、又、上、件、の、信、武、天、皇、信、語、也、對、
 へ、又、新、天、皇、信、大、命、と、り、也。○我皇天皇とハ、武、天、皇、信、也、
 信、也。○高御座乃業、乎、今、信、姑、信、を、切、へ、受、賜、へ、信、也、
 ○受賜、今、云、々、ハ、孝、謙、天、皇、信、受、被、賜、て、信、也、斯、業、を、負、せ、信、
 也。○負賜、今、ハ、負、賜、へ、信、也。○拙劣、今、信、也、拙、久、劣、而、
 也、信、也、怯、久、劣、岐、○天皇朝庭、今、信、也、直、信、天、皇、信、也、
 信、也、庭、也、

神の上小大宇脱しきん。上伴の文乃致を思ふ。此大御を
 東大寺小幸う。老をり。終つてきき。ま。ま。ハ。紀の文ふも。と。あり。

天皇 我 御命 尔 坐 申賜 止 申 久 去辰年河
 内國大縣郡 乃 智識寺 尔 坐 盧舍那佛 遠
 禮奉 天 則朕 毛 欲奉造 止 思 登 得不爲 之
 間 尔 豐前國宇佐郡 尔 坐 廣幡 乃 八幡大
 神 尔 申賜 止 閉 勅 久 神我天神地祇 乎 率伊
 左奈比 天 必成奉 事立不有銅湯 乎 水

止 成 我 身 遠 草 木 土 尔 交 天 障 事 無 久 奈
 佐 止 牟 勅 賜 奈 我 成 波 礼 歡 美 貴 美 奈 念 食
 須 然 猶 止 事 不 得 爲 恐 家 礼 御 冠 獻 事
 乎 恐 美 恐 美 申 賜 止 申
 申賜 止 申 久 去辰年八天平十二年。○大縣郡ハ和名抄河内郡
 天皇乃依。○去辰年八天平十二年。○大縣郡ハ和名抄河内郡
 郡名小大縣於保加多。○智識寺天平勝宝元年十月行幸
 河内國智識寺同八歲二月戊申行幸難波是日至河内
 國御智識寺南行宮云々天平神護元年閏十月捨弓削

かまがくまき号御やせてたのごとく。吾儘の八とむた神と申し。かし
なす。ほりきまごなりかし。○ホ申賜用止。此五字。あひまらふなり。む
文の乱まらる。物とて。わがく。有て。上より。のつきも。やむ。次の神我カミと
うねむ。又申賜用止。といふ。下も。必申久カミと。まべき。傷る。ふ。勅久カミと。つら
申。と。勅と。と。ひ。て。後。その。の。ん。ま。他。は。こ。ハ。此。を。あ。げ。除。ま。て。八。儘。大。神。
勅久カミと。ま。ま。き。を。あ。も。り。お。く。ま。あ。る。ん。な。今。ハ。然。定。り。て。訓。つ。但。一。程。い。ま。豊
前。國。ま。ら。し。い。お。と。ハ。ま。ら。め。お。了。を。ま。ま。き。ふ。初。め。お。く。し。て。あ。お。つ。ら。ハ。穩。を
ら。む。即。ち。大。神。お。對。ひ。て。お。お。の。ま。ふ。や。よ。ま。ま。ふ。ま。ら。し。な。ら。う。く。は
祝。詞。又。他。紀。も。お。足。し。ま。げ。教。の。詔。の。例。お。依。て。今。ら。後。ま。い。を。天。皇
我。御。命。ホ。坐。豐。前。國。宇。佐。郡。ホ。坐。廣。幡。乃。八。幡。大。神。ホ。申
賜。止。申。久。去。辰。辛。云。く。得。不。為。之。間。ホ。大。神。乃。勅。久。神。我
云。く。と。つ。ま。き。文。し。○カミ神我。天。皇。の。皇。朕。と。い。ふ。と。い。は。し。て。神。乃

は。み。ぐ。う。の。ほ。り。ま。か。く。の。あ。ふ。し。天。平。勝。宝。七。年。三。月。八。幡。大。神
託。宣。曰。神。吾。不。願。矯。託。神。命。云。く。○カミ必。成。奉。元。天。を。お。送。り。お
大。佛。像。を。必。成。給。せ。め。を。し。し。○カミ事。立。不。有。八。幡。三。佐。の。下。お。い。つ。か。ぬ。
但。一。つ。ハ。異。る。と。し。と。な。り。と。い。ふ。ま。ま。ゆ。○カミ銅。湯。乎。云。く。ハ。本。文。を
い。ま。ま。そ。い。ま。ご。考。へ。ま。ま。ご。も。ま。ま。の。ま。ら。り。銅。を。ま。ら。り。わ。り。と。る。湯。を。
お。お。熱。ま。は。ま。ら。し。と。し。と。お。ら。し。ま。ら。し。を。も。忽。ち。冷。ま。ら。お。お。ま。ら。し。と。い。つ。か。ぬ。
い。ふ。難。ま。ま。ら。り。ま。も。い。や。ま。ら。成。し。お。せ。し。の。ま。ら。へ。し。○カミ我。身。遠。云。く
ま。い。く。お。る。艱。難。を。あ。て。お。り。ま。も。ま。ら。し。と。い。ふ。ま。ま。ま。ら。し。と。い。ふ。ま。ま。ら。し。と。い。ふ。天
の。下。お。毛。字。脱。し。ま。ら。し。と。い。ふ。ま。ま。ら。し。と。い。ふ。ま。ま。ら。し。と。い。ふ。○カミ障。事。無。久。ま。ら。し。と。い。ふ。
次の成さむへ係りしものの上をくまらるらふハわらじ。○カミ勅賜カミ奈我カミをカミ加
く勅諭カミし給つまふ。○カミ成奴カミ礼カミハ大佛像成給せといふ。○カミ歡カミ美カミハ
ウシミと川べへてよろこぶとら。一つ事おまを。い。ひ。ま。ら。し。と。い。ふ。

七月、為參議、室字元年六月、為大辨、この時位ハ正四位下ニ、
 大伴、古麻呂ハ父祖トシテ考ルモ、天平十七年正月、從五位下、勝
 室二年、遣唐副使、そのうち官、大辨、陸奥鎮守將軍、陸奥國、
 按察使、位正四位下、ふゆ流、成及謀及、ゆるふと、考問せしめて、み
 まかして、乃、其、又十九、胡麻呂ト、つゝ、此人、也。

今宣久頃者王等臣等乃中亦無禮久逆
 在流人母止在而計久家良大宮乎將圍止云
 而私兵備止布聞看而加遍須加遍所念
 誰奴加朕朝乎背而然為流人乃一人
イノリタニク、コノゴロオホキミタチオミタチノ、ナカ、ナカ、ヤナクサカニ
 ナルヒト、アリテハカリテ、オホミヤ、ヲカクムト、イヒ
 テ、ヒツカニツヘモノヲソナ、フ、キコシメシテ、カヘ、ス、カヘ、ス、ガモホセ
 ド、タレシノヤツコ、カ、アガミカド、ヲソムキテ、シカス、ヒト、ヒトリ
 母モ止、加、アガミカド、ヲソムキテ、シカス、ヒト、ヒトリ

母將在止所念波隨法不治賜雖然一事
 乎數人重奏賜倍可問賜物波亦夜將在止
 所念母止茲政者行布安為且此事者天下
 難事亦在者狂迷流遍頑奈奴心波慈悟志
 正賜倍物在止所念看奈如此宣布此
 狀悟而人乃見可咎事和射曾奈世如此宣
 大命尔不從將在人波朕一人極而慈賜
モ、アラムト、オモホセ、ガ、ノリノマニ、ヲサメタマハズ、シカレドモ、ヒトツコト
 ヲ、アヒト、カサネテ、ラシタマ、ヘ、サシオキタマフベキ、モノ、ヤ、アラムト、止
 オモホセ、マシノ、ツリ、コト、ハ、オコナ、フ、ヤスク、シ、テ、コノ、コト、ハ、アツシタマ
 カタキコト、ニ、アレ、マ、タ、シ、マ、ド、ヘ、カタチ、ナ、ヤツ、コ、ロ、ヲ、メ、グ、ミ、サ、ト、シ、レ
 タシ、タ、マ、フ、ベ、モ、ハ、ナリ、ト、オモホシ、メ、セ、ナ、カ、ク、ノ、リ、タ、マ、フ、カ、ク、フ
 サ、マ、サ、トリ、テ、ヒト、ノ、ミ、ト、カ、ム、ベ、キ、コト、ワ、ザ、ナ、セ、カ、ク、ノ、リ、タ、マ、フ
 オホミコト、ニ、シ、タ、カ、ハ、ズ、ア、ラ、ム、ヒト、ハ、ア、レ、ヒ、ト、リ、キ、ハ、メ、テ、メ、グ、ミ、タ、マ、フ

むのふまきねし。さう逆多事ハ。ひけてもききあつた。さうてハ。ふは。と。お
わねもふ。勅。向。あ。つ。ね。し。○一事。ハ。同。ト。事。成。し。○可。問。賜。
向。字。ハ。閣。を。信。じ。た。る。べし。佐。志。於。伎。と。訓。べし。さ。ハ。閣。を。あ。その。義。ハ。形。を
と。し。も。を。固。めて。ハ。物。用。ひ。た。る。へ。る。食。物。を。置。所。を。閣。と。い。ふ。と。巧。ま。置。と。い。ふ
こと。り。信。用。ひ。た。る。や。さ。し。も。後。者。は。と。き。ま。し。れ。も。三。代。安。孫。四。十。七
お。權。僧。正。遍。照。辭。職。上。表。勅。答。ふ。自。今。閣。筆。勿。傷。朕。懷。と
る。ま。か。これ。より。古。く。と。さ。し。や。ら。ぬ。わ。か。ゆ。し。と。さ。ふ。ふ。り。し。○茲。政。者。
茲。字。ハ。慈。を。信。じ。た。る。べし。次。者。慈。悟。の。慈。を。も。茲。ふ。信。じ。た。る。茲。政。者。ハ。
次。者。此。事。者。と。か。き。合。じ。○行。布。安。為。王。と。い。人。を。慈。む。と。い。人。の。慈。
お。つ。ね。と。い。し。の。し。信。じ。た。る。も。害。あ。ら。じ。ハ。行。ひ。易。に。う。し。○此。事。者。を。
保。及。人。を。罰。ふ。し。○難。事。ハ。上。は。安。為。王。の。反。あ。て。大。事。と。い。く。し。け
る。○狂。迷。流。狂。ハ。多。夫。礼。と。訓。べし。十九。信。ふ。惡。逆。在。奴。久。奈。多。

夫。礼。麻。度。比。奈。良。麻。呂。古。麻。呂。乃。多。夫。礼。多。流。之。許。
都。於。吉。奈。乃。お。と。る。齊。明。紀。ハ。狂。心。三。代。高。孫。十。三。の。信。ふ。若。狂。人。
乃。國。家。手。亡。止。謀。事。奈。良。と。い。り。謀。及。ま。者。狂。と。い。し。
迷。も。同。ト。ま。て。お。逆。を。頃。を。し。と。信。じ。た。る。は。正。し。現。心。ハ。あ。ら。じ。狂。と。感。
へ。取。もの。と。さ。し。○頑。奴。ハ。千。五。信。小。頑。ハ。無。礼。伎。心。手。念。手。横。
乃。謀。手。構。と。い。し。を。極。紀。ハ。愚。癡。天。智。紀。ハ。癡。奴。と。い。し。奴。と。い。し。ハ。
も。保。及。ま。る。人。を。信。じ。た。る。と。い。し。者。お。り。る。十九。信。の。信。又。ハ。八。信。と。い。し。
仁。織。岐。奴。仲。麻。呂。と。い。し。○慈。悟。志。ハ。か。り。た。つ。れ。み。あ。り。と。い。し。論。
一。信。して。直。さ。し。し。お。と。し。慈。字。ハ。本。茲。ふ。信。今。ハ。本。お。信。○如。此。宣。
布。と。い。し。上。の。隨。法。不。治。賜。と。信。あ。ら。じ。○此。狀。悟。而。上。件。の。
詔。を。よ。く。ん。わ。て。し。此。狀。ハ。カ。ク。サ。と。訓。べ。き。と。い。し。信。の。起。ふ。つ。と。い。し。○人。
乃。見。可。咎。事。和。射。世。五。信。無。礼。止。見。咎。年。流。不。知。之。と。い。し。

事も和射も一つに云ふは驚岐之事行^ナ奈世とつる行もくおぬ
 らひと和射と例へし今奈世人の言つるおとらふき極るを
 とつるも何れ奈世曾ハ勿^{スル}爲^シ○極而ハ至^ルそ深くをいふかりを
 ぐらわしきもといふむがごとし

第十七詔

上件の詔もつらき詔畢更召入右大臣以下群臣皇太后詔
 曰とつる皇太后天皇は太后命光明皇后也

汝^{イマシ}多^タ知^チ諸者吾近姪^ナ又^マ賢子卿等者天皇^ハ
 大命以汝^{オホミコトモチテイニシ}多^タ知^チ召而屢詔^{メシテシクイリタヒ}朕後^{アガノチ}尔^ニ大后^{オホキサキ}

尔^ニ能^{ヨク}仕^{ツカ}奉^ヘ利^リ助^タ奉^{マツ}詔^ノ伎^キ又^マ大伴佐伯宿^{オホトモサヘキノスク}
 禰^ネ等^{タチ}波^ハ自^ト遠^ホ天^ホ皇^ス御^メ世^ヨ内^リ乃^ウ兵^チ止^メ爲^シ而^テ仕^{ツカ}
 奉^{マツ}來^キ又^マ大伴宿禰等^{オホトモノスクネタチ}波^ハ吾^{アガカラ}族^ラ在^{アリ}諸^{モロク}同^{オホシコ}心^{コロ}
 尔^ニ爲^シ而^テ皇^ス朝^{ミカド}乎^ヲ助^タ仕^{ツカ}奉^{マツ}年^{トキ}時^キ尔^ニ如^カ是^ル醜^{シコ}事^{ゴト}
 者^ハ聞^キ自^ミ汝^ニ多^タ知^チ不^ヨ能^{カラ}尔^ニ依^{ヨリ}志^シ如^カ是^ル在^{アリ}志^シ諸^{モロク}
 以^ア明^カ清^キ心^{ココロ}皇^ス朝^{ミカド}乎^ヲ助^タ仕^{ツカ}奉^{マツ}宣^{イタマフ}
 近^{チカ}姪^{ミヤ}とハ甥^{ウヂ}をいふ姪^{ミヤ}字^{ナリ}ハヒル也又甥^{ウヂ}をいふ姪^{ミヤ}とハ下^シをいふ也
 近^{チカ}とハ成^{ナリ}味^ミふ必^{カナラ}しも甥^{ウヂ}のとも限^リらざる甥^{ウヂ}乃^{ソレ}列^スるをいふ也

宅己酉勅右大臣藤原朝臣豊成中納言藤原朝臣永手
等八人就_テ左衛士府_ニ勤_ム向_シ東人等_ヲ東人確_シ導_ス無_ク之_ヲ即日_ノ夕
内相仲麻呂侍御在所召_テ塩焼王_ヲ安宿王_ヲ黄文王_ヲ橘_ヲ奈良
麻呂_ヲ大伴古麻呂五人_ヲ
傳_テ太后詔_ヲ宣_ハ曰_クと_リり

鹽燒等五人_ノ手_ニ人告謀反汝等爲吾近人
一_モ吾_ノ手_ニ可_ク怨_ム事者不_レ所_レ念_ム汝等_ノ手_ニ皇朝
者己己太父高治賜_ハ乎_ナ何_ヲ乎_ヲ怨_ム所_レ志_シ岐_ト所_レ止_ト志_シ
然將爲不有_ナ奈_カ加_カ止_ト所_レ念_ム是以汝等罪者免_ル

賜今往前然莫爲_止宣

五人_ヲ上_ル小_シ川_ノ文_ヲふ_クる_ル人_ニ此_ノ有_ル奈良麻呂古麻呂_ノ手_ニ既_ル小_シ川_ノ
伝_ノ起_ルい_ハり_三人_ノ王_ノの_手ハ十九_ノ伝_ハ四_ノ王_トつ_クる_ル事_ナ○謀_ハ反_ハ右_ノ
書_ヲぞ_とふ_三カド_カタ_フム_トス_ト訓_ス○吾_ノ近_ク人_トハ吾_ノが_手近_キ族_ノ人_ニ
塩燒王_ハ其_ノ室_ヲ不_レ破_レ内_ニ親_シ主_トて_聖武_ヲ天_ノの_手侍_ル女_ニ此_ノ所_レ由_ルと_レ又_ハ藤
原_ノ氏_ハも_も縁_ヲあ_らう_とい_はふ_と考_へん_と安宿王_ハ黄文王_ハ其_ノ母_ニ不_レ比_シ寺_ノ公_乃
女_也也_ハハ_ハ甥_ニ奈_良麻呂_ハハ_ハ甥_也と_いふ_と上_ルい_はつ_くと_いふ_と古麻呂_ハい_はつ_く
家_ハ族_カふ_らい_はふ_と考_へん_と右_ノ慈_ニ斐_ツふ_つき_とい_は族_カも_も右_ノ慈_ニ斐_ツの_手兄
弟_トと_いは_ふと_いは_ふ家_ハ小_シ族_ノ人_ニは_ハ姪_ノの_手兄_トと_いは_ふと_いは_ふ族_カも_も右_ノ慈_ニ斐_ツの_手兄
此_ノ人_{一人}を_ハ族_カの_手兄_トと_いは_ふと_いは_ふ○一_モハ_ハ一_ノ事_もも_も一人_ノ毛_乃人_ノ
字_ノ脱_スら_うと_いは_ふと_いは_ふ○不_レ所_レ念_ムこ_トハ_ハオ_モホ_エズ_ト訓_ベい_ハ

呂辭屈而服。又問佐伯古比奈欵云云。於是一皆下獄。又分遣諸衛掩捕逆黨更遣出雲守從三位百濟王敬福太宰帥正四位下船王等五人卒諸衛人等防衛獄囚拷掠窮問黃文改名多道祖大伴古麻呂多治比續夫禮養小野東人賀茂角足改名比乃等並杖下死安宿王及妻子配流佐度信濃國守佐伯大成土九國守大伴古慈斐二人並便流任國其與黨人或死獄中自外悉依法配流云々。又勅陸奧國令勸問守佐伯全成欵云去天平十七年先帝陛下幸難波寢膳乖宜于時奈良麻呂謂全成曰陛下枕席不安殆至大漸然猶無立皇嗣恐有變乎願卒多治比國人多治比續養小野東人立黃文而為君以答百姓之望大伴佐伯之族隨於此舉前將無敵方今天

下憂苦居宅無定乘路哭叫怨歎實多緣是議謀事可必成相隨以否全成荅曰云々。又去年四月全成費金入京是時奈良麻呂云願與汝欲相見古麻呂共至辨官曹司相見語話良久奈良麻呂云聖體乖宜多住歲序願着消息不過一日。今天下乱人心無定若者他氏立王者吾族徒將滅亡願卒大伴佐伯宿禰立黃文而為君以先他氏為万世基古麻呂曰云々。全成曰云々言畢歸去奈良麻呂古麻呂便留彼曹不聞後語勸問畢而自經云々。此七月八朔丁未少時十六日十七日十八日十九日二十日廿一日廿二日廿三日廿四日廿五日廿六日廿七日廿八日廿九日三十日。此七月八朔丁未少時十六日十七日十八日十九日二十日廿一日廿二日廿三日廿四日廿五日廿六日廿七日廿八日廿九日三十日。此七月八朔丁未少時十六日十七日十八日十九日二十日廿一日廿二日廿三日廿四日廿五日廿六日廿七日廿八日廿九日三十日。

ふねとらふやわらひ並杖下死とハ痛く拷掠窮問せしめて件の六
人も命を堪むをわらひ杖を以て打てせむをわらひ杖下とハ之
了とて奈良麻呂ハふねとらふとて終つて乃て漏るるを
よしとて紀ささるるをいふ公卿補任ハ天平勝宝九年七月二
日謀反伏誅或説遠流とす配流とハふねとらふを續後紀ハ
美和十年八月詔曰无位攝朝臣奈良麻呂倚伏難測既
屬夜臺悼福祿之不長悲忠貞之未遂宜寬典式賞幽墳
可贈從三位同十四年十月詔贈大納言從三位攝朝臣
奈良麻呂更贈太政大臣正一位崇帝戚也と云ゆことハ天
皇仁の大母攝太后ハ此奈良麻呂公ハ男賜を政をたはまらば女ハ在
るゆへ奈良麻呂ハ天を以て父とて祀りて父ありがふふかのこ悲
忠貞之未遂とハ此等の謀反ハ内相仲麻呂がほきまらぬや情

のまらぬや情
曰此者頑奴潜圖及逆云々又勅曰云々乙卯遣中納言藤
原朝臣永手左衛士督坂上忌寸大養等就右大臣藤原
朝臣豐成第宣勅曰汝男乙繩闕究逆之事宜禁進者即
加眩禁穿勅使進戊午云々勅曰右大臣豐成者事君不
忠為臣不義私附賊黨潜忌内相知攝大乱無敢奏上及
事發覺亦不肯究若急延日始滅天宗嗚乎宰輔之任豈
合如此宜停右大臣任左降太宰負外帥是日御南院追
集諸司并京畿内百姓村
長以上而詔曰と云り

アキツミカミトオホヤシマクニ
レロレメスマヤトネ
コスメラガカホミコトヲ
明神大八洲所知倭根子天皇大命
止良麻

宣大命乎親王王臣百官人等天下公民
衆聞宣高天原神積坐須皇親神魯岐神
魯彌命乃定賜來流天日嗣高御座次乎
加蘇毘奪將盜止爲而惡逆在奴父奈多
夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等伊逆黨
乎伊射奈比率而先内相家乎圍而其乎
殺而即大殿乎圍而皇太子乎退而次者

皇太后朝乎傾鈴印契乎取而召右大臣
而天下號令使爲然後廢帝四王之
中乎簡而爲君止謀而六月二十九日乃
夜入太政官坊而飲鹽汁而誓禮天地四
方而七月二日發兵止謀定而二日未時
小野東人喚中衛舍人備前國上道郡人
上道朝臣斐太都而誂云久此事俱佐西

止イ射奈イザナ依ヨリ而テ俱イ佐ザ西セ事ム者コト許ハ而ニ其テソノ
 日ヒ支キ時トキ具ツ奏サニマシ賜タマヒ都ツ由コレニ此ヨリ勘テ問カ賜カ爾ニ每コト事バニ實マコト
 止ト申マシ而テ皆ニ罪ツミ伏フシ奴ヌ是コトヲ以モテ勘リ法カカフル爾ニ皆ミナ當コスツ死ニ
 罪アタリ如カク此アレドモ雖モ在メグミ慈タマフ賜ト止シ爲ヒト而ヒト一ナ等カ輕ロ賜タマヒ而テ姓カネ
 名ナ易カヘ而テ遠トホク流ナガ罪ツミ爾ニ治ヨサ賜メタマヒ都ツ此コレ誠マコト天アメ地ツチ神ノ乃カミ
 慈メグミ賜タマ比ヒ護モリ賜タマ比ヒ挂カケ畏ニクモ開キ關ク已ヨリ來コナ御タマ宇シ天アメ皇ノ
 大オホ御ミ靈タマ乃タ多ク知チ穢キタ奴キヤツコ等ドモ乎ヨ伎キ良ラ比ヒ賜タマヒ弃ステ賜タマ爾ニ布フ

依ヨリ豆マ又マ盧ル舍サ那ナ如ニ來ヨ觀ライ世ク音ス菩オム薩ボ護サチ法ゴ梵ホフ
 王ワウ帝タイ釋サク四シ大ダイ天テム王ワウ乃ノ不フ可カ思シ議ギ威キ神シム之ノ力チカラ
 依ヨリ豆マ此コノ逆サカシマ在ナル惡キタ奴キヤツコ等ドモ者ハ顯アラレ出イデ而ハ悉コト罪ニツミ爾ニ
 伏フシ奴ヌ良ラ志シ神カム奈ナ賀ガ所オモ念ホシ行メ須ス宣ノリ天タ皇スメラ大オホ命ミコト
 乎ヨ衆モロク聞キ食シ宣サ事ヘ別ワケ宣テ久ク久ク奈ナ多タ夫ブ禮レ爾ニ所アサ
 註ムカ誤エタル百タミド姓モ波ハ京ミサト土ツチ履フマ牟ム事コト穢キタ跡ミ出イデ羽ハノ國クニ小コ
 勝カチ村ノムラ乃ノ柵キ戸ヘ爾ニ移ウツシ賜タマ止ト宣ク天ノリ皇タマ大スメラ命ガ乎オホ衆ミコト

○詔詞解三

○七二

キコシメサヘト
聞食宣

定賜来 流 天照大神言由書果日命此命以豊葦原中國ハ
吾孫命此命をむすむ事依り給ふこれ天降日嗣を定給へ
給ふ来 流ハ祁流と例べしと云辭也事もあつたべし ○次々第一詔
ふ天皇御子之阿礼坐 年跡継ぐホ大八嶋國將知次止
まゝとつふ例ど ○加蘇 昆ハ掠るといふ也廿八詔あり皇位手掠 天
とつふもつふ例てカシヒテと例べし此後紀伊捉とつふも同とつふ也
但し此の人を捕をいつたるといふ事ハ一ツ也又持統紀伊偽兵とつふ例ハ
いづれもつふ例と考へむ ○惡逆在ハギタチサカシナルと例べし下此文ハ
穢奴と逆在惡奴廿八詔ハ逆 仁穢 岐 奴曰十三詔ハ岐多奈 久惡奴
をいづ例とつふ例を合きて例を定むべしまゝとつふ例ハさうさぬとつふ例

よとまぬ例どきかぬしまぬとつふ例とつふ例十三詔加久斯麻とつふ例
つふ例とつふ例天武紀ハ近江群臣元有謀心必害天下 ○久奈多夫
礼麻度比 久奈ハつふ例とつふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例
て十六詔つふ例とつふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例
つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例
を多夫礼道祖玉乃名を麻度比とつふ例つふ例つふ例つふ例つふ例
伊字印ハつふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例
書紀ハ徒黨黨類屬類をいづ例とつふ例 ○大殿をいづ例とつふ例
つふ例 ○皇太子ハ大炊王今奉 天平宝 字元年 四月辛巳云々 迎大
炊王立為皇太子とつふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例
保美於夜と例べし天皇の大母命汝をみみやとつふ例つふ例つふ例
詔の下ふとつふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例つふ例

とバ、皇太后をもち、御中をさぶらひて、准ておぼへ、皇太后皇太夫人を別
つゝも、浮文のうへのうへをもち、考の語も、共ふ大に祖をもち、むくは
皇極天皇ハ、天皇坐をもち、皇祖母をもち、やせしや。○鈴ハ、驛鈴
あり。○印ハ、天武紀ハ、オレテと列に、押手は、さし、右ハ、印とつゝおぼへ、なきて、
みち手掌ハ、押して、信とせし、をやうして、印の列とつゝ、今ハ、昔ハ、手形とい
ふ名乃、ゆゑも、はうし、さて、公式令ハ、内印、方三寸、五位以上、
位記、及下、諸國公文、則印、外印、方二寸半、六位以下、位記、
及太政官、文案、則印、諸司、印、云々、諸國、印、云々、職負令、太
政官、少納言の処、小掌、奏宣、小事、請進、鈴印、傳符、進付、飛驒
函、鈴、兼監官、印、まじ、公式令ハ、凡給、驛、傳馬、皆依、鈴、傳符、尅數
云々。○契ハ、孝德紀ハ、レレシと列に、凡給ハ、大化二年正月、宣改
新之詔、曰、云々、其二曰、初、云々、造、鈴契、云々、凡諸國、及、開

給、鈴契、云々、と云、鈴契ハ、ゆかりをぬき、但、驛鈴の、ハ、云、
く、取寄、云々、大化、云々、より、公式令ハ、三、開國、各給、開契、二枚、
義解、小、謂、其、作契、之、形制、者、須有、別式、云々、同令ハ、凡、車駕
巡幸、京師、留守官、給、鈴契、多し、江家、次第、固、開使、儀、云々、
本契、三枚、長、三寸、函、三合、以上、木工寮、以、檜、木、作、進之内、記、
云々、大臣、執筆、各書、木契、一面、云々、賜、伊勢國、賜、近江國、賜、
美濃國、書、畢、即、給、内記、令、割之内、記、各自、字、中央、割、之、惣、
六片、如、故、相合、進、之、於、上卿、云々、好、不、委、此、負、記、儀、式、ハ、
之、し、と、り、さ、し、ハ、その、二、小、割、と、一、片、を、ま、し、所、を、お、お、
使、お、お、し、さ、お、到、り、お、合、さ、し、ま、し、物、を、倍、お、お、割、
契、の、ま、し、件、の、ゆ、く、お、お、と、お、お、お、お、
く、お、お、お、お、又、後、お、お、内、侍、所、お、お、物、
て、安置、お、お、大、刀、契、と、い、お、物

けり。そいつを大刀おして、契ふもけり。は物のつ。大刀と契ふ別にも。つう
 ちとついで。さむく。保きて。さむく。つう。されども。今もあふ。あふ。一物。禁。秘。法。
 抄ふ。節。可。在。此。外。と。紀。ま。せ。法。へ。と。ま。り。と。是。節。刀。を。節。刀。と。い。ふ。出。
 征。ふ。時。の。み。ま。り。を。は。大刀。契。と。い。ふ。べし。こ。ま。の。信。と。て。は。あ。
 物。ち。が。あ。り。大刀。契。と。い。ふ。契。と。い。ふ。あ。つ。む。さ。れ。む。つ。の。信。ふ。も。た。刀。
 の。つ。の。ま。り。て。別。契。と。い。ふ。物。の。つ。の。ま。り。と。ま。り。と。別。物。ふ。あ。り。
 ち。が。あ。り。は。大刀。契。と。い。ふ。つ。つ。さ。い。つ。と。○。取。而。ハ。奪。取。ハ。此。物。を。ま。
 ち。つ。む。と。ま。り。は。ま。り。と。は。号。令。を。お。し。お。信。を。つ。つ。お。ま。り。と。ま。り。○。右。大。
 臣。ハ。藤。原。豊。成。と。り。○。號。令。使。為。身。ハ。ノ。リ。コ。ト。セ。ム。ム。と。列。べし。天。武。
 紀。命。高。市。皇。子。号。令。軍。衆。○。帝。ハ。美。加。度。と。列。べし。此。ま。ハ。昔。
 より。母。も。姓。洲。事。地。と。上。お。つ。と。ま。り。と。ま。り。天。武。紀。命。と。ま。り。と。ま。り。
 こ。ま。り。と。ま。り。○。廢。ハ。志。叙。氣。且。と。列。べし。○。四。王。ハ。塩。燒。王。道。祖。

王。安。宿。王。黄。文。王。り。塩。燒。王。ハ。天。武。天。皇。の。孫。新。田。新。野。を。は。り。な。り。
 道。祖。且。は。兄。乃。り。ハ。八。海。ふ。も。聖。武。天。皇。は。弟。如。不。破。肉。親。王。室。と。ま。り。此。
 より。天。平。元。年。三。月。小。元。位。より。從。四。位。下。小。叙。を。後。官。中。務。大。納。言。と。ま。り。
 を。從。天。平。元。年。八。月。小。氷。上。真人。と。姓。を。賜。同。二。年。八。月。從。三。位。小。叙。し。
 同。六。年。十。二。月。中。納。言。小。任。同。八。年。九。月。惠。美。押。勝。謀。反。の。時。近。江。小。守。と。此。
 人。を。儲。立。て。今。帝。と。は。同。月。十。八。日。湖。邊。小。守。押。勝。と。共。斬。殺。さ。れ。
 ぬ。道。祖。王。ハ。塩。燒。王。の。弟。天。平。九。年。九。月。元。位。より。從。四。位。下。小。叙。天。平。
 十。年。八。月。五。日。聖。武。天。皇。坐。時。遺。詔。以。中。務。卿。從。四。位。上。道。祖。
 王。為。皇。太。子。天。平。元。年。三。月。廢。皇。太。子。同。年。七。月。こ。の。
 後。天。長。唐。呂。諷。反。事。お。り。て。携。回。せ。し。て。薨。上。小。守。と。ま。り。と。ま。り。
 十。年。此。王。の。あ。り。安。宿。王。ハ。天。武。天。皇。の。曾。孫。市。皇。子。を。は。り。孫。在。大。
 后。從。二。位。長。屋。王。は。子。母。ハ。若。原。氏。不。比。等。大。后。の。女。と。は。此。の。名。若。原。弟。

拜四方仰天而祈云々。亟を祈り了じ。○謀定而先内相家乎
園而といふこと。ことまで此事ごと。上小引る庚戌日。小野東人を宿回
せふ。歎云々。と曰。又曰。安宿王歎云。去六月廿九日黄昏云々。
庚戌七月四日。○二日未時云々。八十七日の次。是日夕。中衛舍
人云々。とつるを。文上小引。今日といふ。二日。かかして。日小即
小野東人を捕へり。此より。かかして。七月二日。其を。幾まき。と結。つ
と。日小事。是。○小野東人。小野。其在。八幡氏。縁。孝
昭天皇皇子。天足彦國押人。命。之後也。と。東人。ハ。誰。子。好。い。ま
と。考。天。平。九。年。九。月。正。位。上。より。外。從。五。位。下。小。叙。其。後。從。五。位。上
小。叙。官。ハ。無。傷。依。依。於。か。備。後。ち。お。れ。小。任。此。を。携。回。き。り。て。卒。上。小
引。文。小。引。る。○中衛舍人。中衛ハ。神龜五年八月。勅。始。置。内
匠寮云々。又。置。中衛府。大將一人。位上。少將一人。位正。五。將

監四人。位上。從六。將曹四人。位上。府生六人。番長六人。中衛三
百人。會人。使部已下亦有數。其職掌常在。大内。以備周
衛事。並在格。と。これ。中衛府の。始。中衛三百人と。これ。の
舍人。と。日。來。舍人。と。日。來。ハ。從。字。と。又。中衛の。列。を。扱。ふ
又。中衛。ハ。ナカノモリノツカサと。列。へ。天平勝宝八。歲。七月。勅。授
乃。舍人云々。其中衛舍人。亦以四百。為。限。其。紀。畧。小。大同
二年四月。詔。近衛府者。為。左。近衛。中衛府者。為。右。近衛。と。
又。中衛。ハ。中衛の名。停。て。左。近衛。と。なり。○備前國。和名。抄。小
備前。岐。比。乃。美。知。乃。久。知。○上道郡。ハ。同。也。上道。加。無。豆。美
知。○上道。朝臣。斐。太。都。古。事。記。小。孝。靈。云。云。此。子。大。吉。伯。漢。日。子
令。改。吉。備。上。道。臣。之。祖。也。と。斐。太。都。ハ。此。月。辛。亥。五。日。小。從。八。位。上
より。從。日。位。下。小。叙。姓。朝。臣。を。賜。り。同。月。乙。卯。九。日。小。為。中。衛。少。將。閔

八月、為吉備國造、かくはぶく、依りけり、のちり、ハ、比、な、の、事、以、告
中、其、ふ、り、り、し、天、平、神、護、元、事、八、月、ふ、お、浮、ち、と、お、も、そ、後、の、事、ハ、ん、む、
○誂、を、ア、ト、ラ、へ、と、訓、べ、し、○俱、佐、西、止、佐、字、本、ら、と、小、倍、と、倍、一、本、
あ、を、位、と、佐、家、以、今、ハ、又、の、一、本、小、依、り、次、あ、る、も、同、じ、俱、字、ハ、倍、本、と、
同、じ、に、こ、も、伊、を、保、り、て、伊、佐、西、止、お、る、べ、し、決、あ、る、も、同、じ、い、ざ、せ、ハ、
人、を、誘、ふ、に、ア、十、四、小、安、を、平、良、乎、遠、家、尔、布、須、在、尔、宇、麻、
受、登、毛、安、須、使、西、佐、米、也、伊、射、西、乎、騰、許、尔、げ、あ、む、り、り、
皆、解、後、り、四、日、自、ハ、明、日、来、せ、ざ、り、先、や、也、明、日、此、日、の、を、き、ふ、つ、ら、
明、日、と、を、と、つ、し、結、句、ハ、小、奉、ふ、り、入、て、寝、む、と、い、ざ、り、中、若、
の、何、れ、も、人、を、つ、か、お、ら、ふ、い、ざ、り、世、路、へ、と、つ、て、こ、も、こ、も、女、の、乘、の、和、
さ、ふ、麻、を、う、み、た、り、汝、が、来、て、ふ、く、縁、む、と、僅、せ、る、ふ、て、今、我、さ、の、
多く、麻、首、小、麻、を、う、ぬ、を、も、有、べ、し、明、日、此、日、乃、な、く、む、ふ、る、明、日

の、日、も、つ、と、バ、麻、ハ、明、日、又、ら、う、も、う、み、ま、こ、よ、ひ、ハ、あ、く、お、奉、ふ、入、て、寝、む、い、ざ、
さ、せ、お、と、つ、し、今、も、こ、れ、お、依、て、い、ざ、せ、と、訓、つ、ま、ん、あ、ち、俱、七、西、を、
西、ハ、せ、よ、た、ま、し、と、思、り、加、へ、俱、小、せ、よ、と、い、は、え、い、ざ、り、從、俱、ち、伊、乃、淫、
る、べ、し、い、ざ、り、上、文、斐、を、お、が、若、く、是、ハ、汝、能、從、乎、と、も、○俱、佐、西、止、
こ、も、俱、字、ハ、伊、の、淫、を、さ、び、き、し、上、り、何、れ、ぞ、こ、ハ、彼、方、より、い、ざ、せ、と、つ、
を、兼、て、や、く、し、も、ら、以、て、許、諾、も、あ、り、い、ざ、り、せ、む、の、ま、し、○事、者、
え、事、ハ、倍、字、を、て、言、し、こ、も、許、諾、て、兼、ハ、お、も、り、上、文、お、不、敢、
違、命、と、つ、し、も、し、万、事、七、小、事、聽、屋、毛、打、橋、渡、○其、日、交、時、ハ、上、文、お、
を、是、日、夕、と、つ、し、○具、奏、ハ、上、文、お、告、内、相、云、と、も、○實、止、申、而、
を、奈、良、麻、呂、古、麻、呂、を、お、申、せ、し、○罪、亦、伏、奴、と、て、罪、亦、伏、と、い、
ハ、も、譯、文、訓、也、し、も、こ、う、り、を、國、を、つ、ら、と、い、ざ、り、既、く、さ、り、と、い、
つ、お、お、と、お、と、い、ざ、り、○勤、法、法、ハ、律、を、い、ふ、○死、罪、ハ、コ、ロ

スツミと訓べし。名恭紀コトツミ死刑と訓す。極刑大辟罪を
とシスルツミと訓ふ。いふ。みづもコロスツミとぞ訓べき。律リツ謀反ハ八虐
の第一。さて死罪なり。絞と斬との二ツまで。絞ハ強く。斬ハ弱く。賊盜
律リツハ九謀反及大逆者皆斬と見ゆ。○姓名易而ハ上の丈ハ黄
丈改キリ名多夫礼トまねとぐひ。又姓名易尸タカをわとまき。○遠流
罪。んそ罪多て流を奉ハ。古事記名恭紀ハ。輕太子者流於伊余
湯と云。此流字ハナツと訓べし。然云古云ねまき。そのよりハ。傳世九
のをいふ。然とぞと名良た。了後ハ。既く傳世名目のす。ハ流罪ハ十
カスとぞ訓たむ。云武紀ハ。然訓。さて遠流ハ。神龜元年三月定
諸流配之程。伊豆安房常陸佐渡隱岐土佐六國。為遠。詔
方伊豫。為中。越前安藝。為近。と云。詔方ハ。信濃の御方。そのより
國小連らとぞまき。刑ハ或ふ。そのより中近流の定也。云のより

獄令り。九流人應配者。依罪輕重各配。三流。謂近中。○天
地神乃。一本ハ乃此上ハ。多知の二より。四十二流。四十三流。をいふ。初
まハ。そのより。○開闢已來ハ。神代より。初のより。なり。
○伎良比賜。神代紀ハ。棄物と訓す。棄物キ此云。岐羅毘ヒトと訓
はわ。比をいふ。棄賜と曰ふ。あとし。ハ。初ハ。捨岐良比賜天
此ハ。罪給岐良比給。而十三流ハ。法末ハ。岐良比給
倍在。ハ。給岐良比給。○護法ハ。佛法を護るより。云。四大天王。まをい
係より。○梵王ハ。色界ハ。初禪天の主。大梵天王といふ。是ハ。これ婆
婆世界ハ。主なり。といふ。色界ハ。二世界ハ。三ハ。欲界色界無色界と
いふ。こと。いふ。三界ハ。欲界ハ。下ハ。色界ハ。上ハ。色界ハ。上ハ。初禪天
とハ。色界ハ。初禪二禪三禪四禪といふ。○帝釋ハ。釋提桓
因といひて。忉利天の主。忉利天ハ。三十三天と譯す。須弥山乃頂

上小左、帝釋の天々、欲界は最上。印本小釋字を脱き、今一本小
依り。○四大天王ハ、須弥山は半腹の四方に居て、東方の持國天
王、南方の増長天王、西方の廣目天王、北方の多聞天王と
いふ。多聞天ハ、其人より知る。毘沙門ハ、毘沙門、梵語、多聞を、譯
すの譯のん。夜叉王より、此の佛が、と佛が、といふ。其を、
注さる。そのく、聖武天皇の野、天を、は、乃、ハ、宣令、小、
の佛、お、も、は、ま、く、ま、だ、終、ハ、い、も、う、依、ま、く、ふ、ま、い、ぬ、ま、お、
大思大、神を、ぬ、め、な、り、て、も、終、く、は、云、神、玉、神、の、護、り、何、の、
い、ま、く、ま、て、ハ、か、か、ま、よ、う、お、ま、戎、の、神、ぞ、と、を、バ、終、を、終、い、ま、む。○不
可思議威神之力ハ、佛書、と、い、つ、の、い、つ、と、云、云。○顯出ハ、保及の
あ、ら、う、ま、く、ま、く、と、云、云。○神奈賀良母 本本ハ、此、小、字、お、今、ハ、一、本、又、乃、一
本、お、小、依、○所註誤ハ、持統紀ハ、為、皇子、大津、所註誤、と、あ

本州小依て川べり。○穢 弥 弥字本小依今ハ一本小依、ま、く、お、ま、
ま、く、お、ま、ま、と、い、つ、と、云、云。○出羽ハ、和名、お、以、天、波、と、い、り、ま、か、も
昔、お、お、ハ、皆、お、あ、ま、今、い、を、省、き、て、で、ん、と、い、ハ、鄙、云、云。○小勝
印本小、小、字、脱、し、勝、字、を、勝、小、依、一、本、小、も、小、勝、と、ま、今、ハ、又、乃、一
本、小、依、と、り、和、名、抄、ハ、雄、勝、郡、乎、加、知、有、城、謂、之、答、合、と、ん、し、雄
勝、も、も、も、答、合、ハ、誤、字、お、ま、い、○柵、戸、ハ、紀、開、と、い、べ、り、柵、ハ、城、ハ、城、を
柵、と、て、記、さ、る、也、も、い、と、云、云、ハ、雄、勝、柵、も、城、も、い、り、を、極、紀、ハ、城、柵、と、つ
ら、い、て、も、い、り、ま、す、ハ、雄、勝、柵、ハ、和、銅、二、年、七、月、令、諸、國、運、送、兵、器、於
出、羽、柵、為、征、蝦、狄、也、と、い、つ、と、云、云、其、お、ま、い、天平、五、年、十、二、月、出、羽
柵、遷、置、於、秋、田、村、高、清、水、岡、又、於、雄、勝、村、建、郡、居、民、焉、天
平、宝、字、二、年、十、二、月、徵、發、坂、東、騎、兵、鎮、兵、役、夫、及、夷、倭、等、
造、桃、生、城、小、勝、柵、五、道、俱、入、並、就、功、役、同、三、年、九、月、勅、造

陸奥國桃生城出羽國雄勝城所役云々同四年正月勅
曰云々昔先帝數降明詔造雄勝城其事難成前將既困
然今云々造成既畢云々紀畧小延曆十一年正月越後
國米一萬六百斛佐渡國鹽一百二十斛每年運送出羽
國雄勝城為鎮兵三代實錄卅四小其雄勝城兼十道之
大衝也國之要害尤在此地云々云々云々陸奥出羽統後
をふわす云々乃城柵をみま蝦夷の背叛むめの備にさして柵戸とい
ふを柵ふる屬し民戸に孝德紀ふ大化三年造淳足柵置柵戸
同四年治磐舟柵以備蝦夷遂選越與信濃之民始置柵
戸ぬどつる磐舟淳足ハ共ふ統後云々和銅七年勅割尾張上野
信濃越後等國民二百戸配出羽柵戸養老元年以信濃
上野越前越後四國百姓各一百戸配出羽柵戸焉同三

年遷東海東山北陸三道民二百戸配出羽柵焉天平室
字二年發陸奥國浮浪人造桃生城既而復其調庸使即
占著又浮宕之徒貫為柵戸同三年九月遷坂東八國并
越前能登越後等四國浮浪人二千人以為雄勝柵戸同
四年三月没官奴二百卅三人婢二百七十七人配雄勝
柵並從良人同七年九月河内國人尋來津公開麻呂坐
殺母配出羽國小勝柵戸云々云々云々近々遷りて柵をて
足らざるありかくるる外より
遷して其とせしどしとせし

第二十詔

同月癸酉詔曰とつる

一也負きしうあし孫もあしくハ地名多しむらそいふも何となく
 ぶゆあしく訓へきてハうは孝徳紀の鯽魚産出准へてもるへき
 ○縁ハ加ハ流と訓べし親族など罪ふ坐ふあてことを縁坐といふ
 俗あしとあてかて何しの存心継統紀ふ筑紫君葛子恐坐父誅孝
 徳紀ふ坐蘇我山田大臣而被戮者云々等九十四人被絞
 者九人被流者十五人持統紀ふ從者當坐皇子大津者皆
 赦之ねあてき○遠流賊盜律ふ九謀反及大逆者皆斬
 云々祖孫兄弟皆配遠流と見ゆ○配ハ乎佐牟と訓べし十九
 詔ふ遠流罪ふ治賜都と為○新田部親王ハ天武天皇の弟
 七は子あては母ハ藤原氏鎌足大位は女五百重娘一品あて
 天智七年九月晦日薨坐ぬ

第廿一詔

同年八月庚辰詔曰とらる

今宣久奈良麻呂我兵起尔被雇多利秦
 等遠流賜都今遺秦等者惡心無而清
 明心乎持而仕奉止宣

秦等 應神天皇の弟をうがく國の秦始皇が後あす弓月君とい
 へる人百七縣乃秦民を率て帰化しり仁徳天皇の内宮ふ波
 陀といふ姓を賜ひてふくふ分ち置給ふ所秦字はあて波陀とい
 了かくて雄略天皇はあてはさす法に在る秦等合きて一万八千六百七
 十人あてき秦君酒をてこれを領くは給ふ酒八月君は子孫心

して天平七年、秦民の京畿内小左者、伊美吉比戸を給り、件
 の叙も書紀姓氏孫小依て、要を摘ていつり、妻きるハ古事記傳、高沖
 俊、世三の志小いり、あふりて、ハ、系小左、秦寺、那るべし。○遺秦
 寺々々、此度の謀及小雇い、こもが、多く、る、る、乃秦寺
 をも、か、り、り、わ、ま、を、活、多、し。○惡心も、キ、タ、ナ、キ、コ、ロ、と、訓、べ、し。古
 事記小穢邪心、神代紀小黒心濁心、天武紀小謀心、ハ、古、訓、に、世、に
 活、字、三、活、小、逆、心、世、五、活、小、逆、穢、心、と、訓、も、同、ド、河、野、に、る、べ、し。あ、な、す、の、活
 け、惡、逆、在、奴、と、訓、も、
 下、流、も、考、へ、合、は、べ、し。

第廿二詔

件の詔より、は、ま、き、て、又、詔、曰、く、ら、り、

此遍乃政明浄久仕奉留依而治賜人
コノタビノマツリゴトアカクキヨツカヘマツルヨリテヨサメタマフヒト
 母在又愛盛尔一二人等尔冠位上賜治
モアリマタメデンサカリニヒトリフタリドモニカブリクラヤアゲタメヒヨサメ

賜止久宣
タマハクノリタマフ

此遍乃政とハ、奈良麻呂等、此謀及け、る、小、治、ま、き、て、の、ら、り、を、か、し、ひ、を
 つ、ふ。○明浄久仕奉とハ、御、延、小、忠、義、お、り、し、よ、し、し。○愛盛ハ、米
 傳乃佐加利と訓べし、乃、系、小、左、神、奈、我、良、愛、盛、尔、天、下、奏、多
 麻比志、家子等、撰、多、麻、比、云、く、と、ら、も、同、ド、メ、ク、ミ、ノ、サ、カ、リ、と、訓、る。
 ハ、ミ、治、一、又、此、百、系、お、り、愛、盛、ハ、撰、よ、ま、し、へ、係、と、り、天、下、ま、き、へ、係、て、い、つ、ふ、
 ち、つ、ら、び、ま、て、此、詞、類、聚、國、史、天、長、四、年、に、詔、し、も、御、意、乃、愛、盛、
 亦、治、賜、人、毛、亦、在、丈、德、實、錄、三、小、も、又、御、意、乃、愛、盛、尔、治、賜、

人モ一二在^リと^リて、貞觀儀式、踐祚大嘗祭儀、ま^ニ五月七日儀、
 各^ノ此條の宣令にも^シて、又三代實錄八の詔^ニ、又御意^ハ感^ス
 治賜^ル人モ一二在^リと^リて、ハ、依^ル感^スの下^ニ盛^リ字^ヲ脱^ス、尔^ハ字^ハ乃^ヲを^シて
 と^リ、そ^ノい^ハふも^ト、これ^モ愛^ス盛^リと^リ、同^ノの^ノ語^ヲを^シて、感^ス字^ヲを^シる
 を^シて、愛^スを^シて、
 川^ニべき^ニあ^リと^リ、

第廿三詔

廿一乃卷^ノ、天平宝字二年八月庚子朔、高野、天皇禪位^ヲ於
 皇太子^ニ、詔曰^ク、

現神御宇天皇詔旨^ト、良^ク麻^ニ宣^ス勅^ス乎^ニ親^ク王^ノ諸^ノ

夕^チオ^ミ夕^チモ^ノツカサ^ノヒト夕^チモ^ロク^キコシメサ^ヘト^ル夕^カマ^ノハラ^ニカム^ツマリ
 王^ノ諸^ノ臣^ノ百^ノ官^ノ人^ノ等^ノ衆^ノ聞^ク食^ハ宣^ス高^ク天^ノ原^ノ神^ノ積^ル
 マ^スス^メラ^ガム^ツカム^ロガ^ムロ^ミノ^ミコ^トノ^アガ^ミマ^ノシ^ラサム^ヲス^クニ^アメン
 坐^ス皇^ノ親^ノ神^ノ魯^ノ奔^ル神^ノ魯^ノ美^ノ命^ノ吾^ノ孫^ノ知^ル食^ハ國^ノ天^ノ
 シ^タト^コト^ヨサ^シマ^ツリ^ノマ^ニニ^トホ^スメ^ロギ^ノミ^ヨラ^ハシ^メテ^スメ
 下^ニ止^ム事^ヲ依^ル奉^ル乃^ヲ任^ス尔^ニ遠^ク皇^ノ祖^ノ御^ノ世^ノ始^ル豆^ト天^ノ
 ラ^ガミ^ヨミ^ヨキ^コシ^メケ^ルア^マツ^ヒツ^ギタ^カミ^クラ^ノワ^ザ
 皇^ノ御^ノ世^ノ御^ノ世^ノ聞^ク看^ル來^ル天^ノ日^ノ嗣^ノ高^ク御^ノ座^ノ乃^ヲ業^ス
 止^ム奈^カム^ナガ^ラオ^モホ^シメ^サク^ノリ^タマ^フス^メラ^ガ大^ニコ^トヲ^モロ^クキ^コシ^メサ^ヘト^ル
 母^ト隨^フ神^ノ所^ノ念^ス行^ク止^ム宣^ス天^ノ皇^ノ勅^ス衆^ノ聞^ク食^ハ宣^ス
 カ^クキ^コシ^メケ^ルア^マツ^ヒツ^ギタ^カミ^クラ^ノワ^ザハ^アメ^ニマ^ス
 加^フ父^ノ聞^ク看^ル來^ル天^ノ日^ノ嗣^ノ高^ク御^ノ座^ノ乃^ヲ業^ス波^ハ天^ノ坐^ス
 カ^ミク^ニマ^スカ^ミノ^アヒ^ウヅ^ナヒ^マツ^リア^ヒタ^スケ^ニツ^ルコ^トル^ニ
 神^ノ地^ノ坐^ス祇^ノ乃^ヲ相^ツ宇^ノ豆^ト奈^ト比^ヒ奉^ル相^ツ扶^ル奉^ル事^ヲ尔^ニ

○詔詞解三

○廿五

依^{ヨリ}之^テ此座平安御坐^{コノクラ年ニシテオホマシク}天下者所知物^{アメノシタハシロシメスモノ}
 在^{アル}之^シ良^ナ自^モ止^ト隨^カ神所念行^{ナガラオモホシメ}須^ス然^{サテ}皇^{スメラ}坐^ト坐^シ天^{アメノ}
 下^{シタノミツリコト}政^ヲ聞^キ者^レ事^{コト}者^ニ勞^{イカシ}岐^キ重^キ事^{コト}在^{アリ}家^ケ年^{トシ}
 長^{ナカ}久^ク日^ヒ多^マ久^ク此座坐^{コノクラ年ニセ}波^バ荷^ニ重^{オモク}力^{チカラ}弱^{ヨワク}之^レ不^モ堪^{チアヘ}
 負^{タマハズ}荷^{シカノミアラズカケテモカシキアガ}以^ハ掛^ハ畏^{オホミ}朕^{ミコ}婆^{ヒトノコ}皇^{ミカド}太后^ニ朝^{ヒトノコ}人^{ヒトノコ}子^コ
 之^ノ理^{コトワリ}尔^ニ不^{エフ}得^カ定^{マツ}省^{フネ}波^バ朕^{アカゴ}情^{コロ}母^モ日^{ヨル}夜^{ヒル}不^{ヤス}安^{カラス}是^{コトヲ}
 以^{モテ}此^{コノ}位^{クラキ}避^{サリ}且^テ間^{イトモノ}乃^{ヒト}人^ニ在^{アリ}之^レ如^{コトワリ}理^{リノコト}婆^ハ婆^ハ
 波^ハ尔^ニ

仕^{ツカヘ}奉^{マツル}倍^ベ自^レ所^{オモ}念^{ホシ}行^シ奈^ナ日^ヒ嗣^{ツギ}止^ト定^{サダ}賜^メ弊^ヘ皇^ミ
 太^コ子^ニ授^{サツチ}賜^{タマハ}且^ク宣^{ノリ}天^{スメラ}皇^ガ御^{オホミ}命^{ミコトヲ}衆^{モロク}聞^キ食^{シメ}宣^{サヘトノル}
 神魯美命。命のトふ以字ねきこと。身五活乃処りいる。○事依奉
 乃仕尔。以乃の例十活ふ。○天日嗣高御座。この天日嗣の三
 字と法本小食國と作。そハ十活ふ食國天日嗣高御座。乃業
 止とつふふら下ふ天日嗣の三字を脱ぎら。とそ。身一活十三
 活。活。活。十八活。十一活。どの例ふら。小食國ハ天日嗣を誤。と。な
 己。今ハ就定を改。つ。加。く。小食國高御座と。は。く。あ。く。ハ
 例もあ。わ。ら。し。も。ね。と。と。又。座。字。も。印。本。小。原。不。得。今。ハ。一。本。小。依。
 ○加久聞看来。看。字。一。本。小。依。と。り。来。字。下。本。小。事。小。得。今。

神魯美命。命のトふ以字ねきこと。身五活乃処りいる。○事依奉
 乃仕尔。以乃の例十活ふ。○天日嗣高御座。この天日嗣の三
 字と法本小食國と作。そハ十活ふ食國天日嗣高御座。乃業
 止とつふふら下ふ天日嗣の三字を脱ぎら。とそ。身一活十三
 活。活。活。十八活。十一活。どの例ふら。小食國ハ天日嗣を誤。と。な
 己。今ハ就定を改。つ。加。く。小食國高御座と。は。く。あ。く。ハ
 例もあ。わ。ら。し。も。ね。と。と。又。座。字。も。印。本。小。原。不。得。今。ハ。一。本。小。依。
 ○加久聞看来。看。字。一。本。小。依。と。り。来。字。下。本。小。事。小。得。今。

一不依 ○相宇豆奈 此ハ身位依也 ○此座の下ハ波と
 僅他べし 軍八依者 字例依 ○御坐 且ハオホマシクテ 例
 べし 大坐ととも 御坐ととも 於保麻志麻須とも 皆曰例
 ○然も 佐豆と例べし 此例のより 十五依あり ○日多ハ比麻
 久と例べし 身三依あり 久字 本天依今 一不
 依あり ○皇太后ハオホミカヤと例べし そのよりハ十九依あり
 かつ十三依ハ婆と大御祖とも 是ハ光明皇后也 ○人子之理
 本ハ人子ハ父母より 是ハ父母と例べし 不得定省
 波ハエツカヘツラネバと例べし 波の文ハ如理 婆ハ仕奉倍と
 思へ 知べし 定省ハ字ハ如く 禮記ハ昏定晨省といふ 親
 不事 命ハ注ハ定其社席 省其安否と云ふ 其の物知人 宣
 命ハ命ハハ漢文字ハ好くつくひといふ 是ハ好くつくひと云ふ

好きわがし 是ハ如く 依あり 天宮位 依あり 坐あり 是ハ身位の政也
 是ハ身位も重し 是ハ如く 依あり 是ハ身位も重し 是ハ如く 依あり
 是ハ身位も重し 是ハ如く 依あり 是ハ身位も重し 是ハ如く 依あり
 ○間 乃人 本在 且ハ間あり 人本在 是ハ間あり 是ハ間あり
 是ハ間あり 是ハ間あり 是ハ間あり 是ハ間あり 是ハ間あり
 子ハハハ美古と例べし 上ハ日嗣止 是ハ日嗣止 是ハ日嗣止
 是ハ日嗣止 是ハ日嗣止 是ハ日嗣止 是ハ日嗣止 是ハ日嗣止

